

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月1日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における船員保険被保険者の資格喪失日は、21年12月11日であったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年12月頃まで

昭和19年1月頃にA社に入社し、同社の訓練所で1年ほど乗船訓練を受けた後、同社所有の機帆船に乗船し、21年12月に船が沈没するまで勤務していた。B湾に停泊中だった船が、強風により、他船1隻と共に沈没したことを覚えている。

少なくとも、船が沈没するまでは勤務したはずなので、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人が昭和20年4月1日に同社において船員保険被保険者資格を取得した旨の記載が確認できるものの、資格喪失日が空欄となっている。

申立人は、「私が乗っていた船は、C地域・D地域間において物資を運搬し、B湾で常時停泊しており、戦時中には常時軍人も1人乗っていた。十数人の乗船員の食事を準備するのが私の仕事であった。終戦翌年の昭和21年12月、B湾に停泊中だった船が、強風のため他船1隻と共に沈没した。」と具体的に供述しているところ、E機関のホームページに掲載された資料には、「1946（昭和21）年12月10日強風災害。季節風。機帆船2隻沈没。高波のため浸水」と記載されていることから、申立人の供述には信ぴょう性が認め

られ、申立人が申立期間当時、A社において勤務していたことが推認できる。

また、上記の船員保険被保険者名簿に記載されている被保険者 292 人のうち、申立人と同日（昭和 20 年 4 月 1 日）に資格取得したとされている 291 人は、いずれも申立人と同様に、資格喪失日の記載が無いことから、申立期間当時、社会保険事務所（当時）のA社に係る記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 4 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における船員保険被保険者の資格喪失日は、乗船していた船舶が沈没した日の翌日（21 年 12 月 11 日）であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の船員保険被保険者名簿及び旧台帳の記録から、60 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）（C工場）における資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月30日から同年4月1日まで  
昭和47年4月にD社（後にA社、現在は、B社）に入社し、平成20年3月31日まで継続して勤務していた。  
申立期間についても勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員台帳、同社からの回答及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和60年4月1日に同社C工場から同社E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失の手續に誤りがあったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年12月から13年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月から13年7月まで

私は、A社を設立するためにB社を平成12年12月20日に自己都合により退職した。

退職した平成12年12月又は13年1月にC市役所国民年金課の女性担当者から国民年金の再加入について電話連絡を受け、その後、同市から納付書が送られてきた。

私は、C市から毎月送付されてくる国民年金の納付書を持って同市国民年金課に8回出向き、毎月1万数千円から2万円の範囲の保険料を支払った。

現在は、領収書を持っていないが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職した平成12年12月又は13年1月にC市役所国民年金課の女性担当者から国民年金の再加入について電話連絡を受け、同市の国民年金課の窓口において、同市から毎月送付された納付書で合計8回保険料を納付したと主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立期間の国民年金加入の勧奨状（督促分）及び勧奨対象者一覧表が平成13年6月21日に作成されていることが確認できるところ、日本年金機構D事務センターは「勧奨状（督促分）の作成時期からすると、13年2月下旬に初めて勧奨状及び勧奨対象者一覧表が作成されたと思われる。対象者一覧表は市役所に送付していた。」と回答していることから、C市役所から国民年金の再加入の電話を受けた時期は、初めて勧奨対象者一覧表が作成された同年2月より後だったと考えられる。

また、申立期間の国民年金加入記録は、オンライン記録により、平成13年9月20日に追加登録されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち12年12月から13年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、C市の窓口では納付できない上、同市は、現年度納付書の発行は年1回であるとしており、同市から毎月送付された納付書で、同市の窓口で納付したとする申立人の説明と相違している。

さらに、申立人は、納付書の発行回数及び保険料納付金額について明確に記憶していない上、自身の平成13年分の給与所得者の保険料控除申告書の社会保険料控除欄に国民年金に係る記載は無いとしており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 富山国民年金 事案 240

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 47 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 47 年 5 月まで

申立期間当時は A 県 B 市内にある短大に在学しており、短大の寮に入寮し、同市に住民登録していた。

亡父から、妹と同じように 20 歳から国民年金保険料を納付していたと聞いていたのに、申立期間の納付記録が無い。

妹は 20 歳から納付記録があるが、私の納付記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与していない上、これらを行ったとする申立人の父親は既に亡くなっているため、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、20 歳になったときに父親が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の資格取得日は平成 13 年 6 月 1 日となっており、これは、C 市の国民年金被保険者名簿の記録と一致している上、これより前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の妹から聴取しても、「父親から私たち姉妹の保険料を納付していたと聞いたことはあるが、国民年金の加入手続及び保険料の納付については不明。」としており、申立期間当時の状況について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 富山国民年金 事案 241 (事案 213 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成 2 年 3 月まで

申立期間当時は大学生で、A 県 B 町 (現在は、C 市) に両親と一緒に住んでいた。

父親は、私が大学生のときに国民年金保険料を納付したと言っているのに、申立期間の納付記録が無い。

平成 23 年 8 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取ったが、どうしても納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出しが確認できず、申立人が当時居住していた C 市でも、申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できないと回答していることから、申立期間当時は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられること、ii) 申立期間の保険料を納付したとするその父親は、加入手続の時期、保険料の納付場所、納付金額及び納付方法等について覚えていないことから、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明であること、iii) 申立人の父親から提出された昭和 62 年から平成 2 年までの確定申告書 (写し) には、1 人分又は 2 人分に相当する国民年金支払保険料が記載されているが、オンライン記録では申立人の両親の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立人の国民年金保険料が納付されていれば、3 人分 (申立人及びその両親) の国民年金支払保険料が記載されたと考えられ、申立期間において申立人の国民年金保険料が納付されていた状況はうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から国民年金保険料を納付していたことを示す新たな資料の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月22日から27年8月1日まで  
② 昭和28年10月12日から29年2月1日まで  
③ 平成6年5月10日から同年11月1日まで

申立期間①及び②については、昭和26年3月22日から平成3年12月31日までA社B工場で勤務していたのに、オンライン記録では、当該期間が厚生年金保険の被保険者になっていない。入社から2年間は臨時工として働いていた。

申立期間③については、平成6年5月10日にC社へ入社したのに、厚生年金保険の資格取得日が同年11月1日となっている。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の証言から、入社時期を特定することはできないものの、申立人が当該期間当時、A社B工場に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社B工場で申立人と同日（昭和27年8月1日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚3人のうち、2人は、「入社当初、私は臨時工であり、最初は厚生年金に加入していなかった。」と証言しており、もう1人も、「私は昭和26年に臨時工として入社した。」と証言していることから、当時の同社B工場では、臨時工について入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

2 申立期間②については、A社B工場から提出された社員名簿には、申立人が昭和29年2月1日に採用され、平成3年12月31日に退職した旨記載されている。

また、A社B工場は、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年

金保険料の控除について不明と回答しており、複数の同僚に聴取しても、申立人の当該期間における勤務実態について証言を得られない。

さらに、オンライン記録によると、A社B工場で申立人と同じ日（昭和29年2月1日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚50人のうち、41人について、申立人と同様に当該資格取得日の直前にも同社での被保険者期間があり、2か月から8か月、被保険者期間が欠落している状況がみられるところ、複数の同僚は、「被保険者記録が欠落した期間については、人員余剰のため、28年に一旦退職し、再び会社から呼び戻されるまでの期間である。」と証言している上、当時の新聞記事及び同社の社史でも、28年夏頃から年末にかけて400名以上の人員整理が行われた記録が確認できることから、当時の同社では、当該期間において多くの従業員の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

加えて、申立人は、昭和29年1月30日にA社B工場において、雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 3 申立期間③については、C社は、平成21年7月22日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は、当時の資料は保管していないと回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が申立期間③当時に勤務していたとする同僚3人に照会したものの、申立人の勤務期間及び当時の厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

さらに、申立人は、平成6年11月1日にC社において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、C社が加盟していたD厚生年金基金の記録によると、申立人の当該基金の加入員資格取得日は、オンライン記録の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 50 年 2 月 21 日まで  
昭和 45 年 7 月に A 社に入社し、B 職として住み込みで働き始めたのに、厚生年金保険の資格取得日が 50 年 2 月 21 日となっている。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び国民年金被保険者名簿に申立人が昭和 45 年 11 月に A 社の所在地へ転居した旨の記載があることから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 社は、平成 17 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当時の事務担当者は、「昭和 38 年の厚生年金保険の新規適用当初、B 職は厚生年金保険に加入させていなかった。その後、明確な時期は覚えていないが、途中から加入させるようになった。」と証言している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が名前を挙げた同僚の B 職（4 人）については、被保険者記録が確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に継続して加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月1日から25年10月1日まで  
② 昭和26年5月1日から同年6月1日まで

申立期間①については、A社の協力会社であるB社に入社し、昭和24年10月頃に会社の人から厚生年金保険被保険者証をもらったことを覚えているので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、B社を辞めることなく引き続き勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和23年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、25年1月1日に適用事業所に該当しなくなったことが確認できる。その後、同社は、同年10月1日に事業主を変更し、改めて厚生年金保険の適用事業所となっていることから、当該期間のうち、同年1月1日から同年10月1日までの期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、B社は既に解散している上、当時の事業主(2人)の連絡先は明らかでなく、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚の多くは、死亡又は連絡先が明らかでない上、連絡がついた同僚(3人)からも、申立人の申立期間①における勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて証言が得られない。

加えて、B社に係る当初の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間①において整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、上述のとおり、B社は既に解散しており、当時の事

業主の連絡先は明らかでない上、申立人が名前を挙げた同僚の多くは、死亡又は連絡先が明らかでないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で連絡先が明らかとなった元同僚（1人）は、申立人を覚えておらず、当時の会社における厚生年金保険の取扱いについても証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月1日から29年5月1日まで

申立期間は、A組合（現在は、B団体）及びC組合（現在は、D組合）に兼務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。

また、職員退職給与金副台帳（E団体発行）のとおり、申立期間に共済組合の掛金を支払っていることから、勤務していたことが分かる。

しかし、オンライン記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された職員退職給与金副台帳及びC組合の元同僚（3人）の証言により、申立人は、申立期間において、同組合と同じ場所にあったA組合に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、A組合は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、申立人が同組合と一緒に勤務したとする元同僚二人についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった記録が確認できない。

また、B団体が保管する「組合員資格者調査表」（昭和33年6月30日現在の資料）には、申立人に係る厚生年金保険被保険者期間は、7年9か月と記載されており、オンライン記録の同年6月30日現在における申立人の被保険者期間（7年9か月）と一致していることが確認できる。

さらに、D組合は、当時のC組合に係る賃金台帳などの資料は無いと回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

加えて、C組合の元同僚（3人）に照会しても、申立人が同組合に勤務していたことをうかがわせる証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。